

持続可能な低炭素まちづくりに関する
新潟市と越後天然ガス株式会社との連携協定

新潟市（以下「甲」という。）と越後天然ガス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がエネルギー分野において相互に連携、協力し、持続可能な低炭素まちづくりを進め、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、新潟市秋葉区において次の各号に掲げる事項に取り組む。

- (1) エネルギーの地産地消に関すること。
- (2) 低廉なエネルギーを公共施設等に提供すること。
- (3) 低炭素なエネルギーの調達やエネルギーデータの活用により、地域におけるエネルギーの最適化を進めること。
- (4) 学校等における環境エネルギー教育に関する啓発活動を実施すること。
- (5) 事業収益を活用し、地域振興に資する事業を行うこと。
- (6) 地域の防災機能強化を図ること。
- (7) その他前条の目的の達成につながる事項。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2022年3月31日までとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2018年10月4日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市長 篠田 昭

乙 新潟県新潟市秋葉区新津4516番地
越後天然ガス株式会社

代表取締役社長 小出 薫